

港区防災会議
港区地域防災計画に女性の視点を反映させる部会
検討報告書

平成 24 年 7 月

港区地域防災計画に女性の視点を反映させる部会

港区平和都市宣言

かけがえのない美しい地球を守り、世界の恒久平和を願う人びとの心は一つであり、いつまでも変わることはありません。

私たちも真の平和を望みながら、文化や伝統を守り、生きがいに満ちたまちづくりに努めています。

このふれあいのある郷土、美しい大地をこれから生まれ育つ子どもたちに伝えることは私たちの務めです。

私たちは、我が国が『非核三原則』を堅持することを求めるとともに、ここに広く核兵器の廃絶を訴え、心から平和の願いをこめて港区が平和都市であることを宣言します。

昭和60年8月15日

港 区

はじめに

本報告書は、港区地域防災計画に女性の視点を反映させるため、「港区防災会議港区地域防災計画に女性の視点を反映させる部会」における審議の経過並びに結果について報告するものです。

平成7年1月17日に発生した兵庫県南部地震（阪神淡路大震災）以降、災害後の生活等に「女性の視点」を盛り込むことの重要性が認識されるようになりました。

平成23年3月11日に起きた東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）後の3月16日に、内閣府男女共同参画局は現地支援対策室を含む関係機関に対して、女性や子育てのニーズを踏まえた災害対応についての要望書を発出しています。そこでは、女性や子育て家庭にとって、被災地での避難生活を少しでも安全・安心なものとするため、「避難所で提供する物資に含めるもの」、「女性や子育てに配慮した避難所の設計」、「女性のニーズ等を反映した避難所の運営体制等」、「女性に対する暴力を防ぐための措置」、「妊婦等への配慮」など、被災者の肉体的、精神的負担を緩和する具体策を求めています。

さらに、平成23年12月に修正された国の「防災基本計画」においても、地域防災活動や避難所運営を含む責任ある立場への女性の参画と、男女双方の視点を踏まえた防災対策を講じるよう、より具体的な記述が追記されました。

しかし、東日本大震災以降に実施した避難所の聞き取り調査では、「更衣室や授乳室がない」「トイレが男女別になっていない」などの課題が浮き彫りになり、阪神淡路大震災から16年が経過していても被災地では厳しい生活を強いられていたことがわかってきました。

このような経緯を踏まえ、平成24年5月に設置された「港区防災会議港区地域防災計画に女性の視点を反映させる部会」において、地域防災計画に反映すべき女性の視点を踏まえた具体的な事項を検討し、まとめました。これらの検討事項が実際に活かされるように、「防災計画、減災対策、復興計画の検討には男女ともが参画すること」、「避難生活では性別役割分担にとらわれないこと」、「地域での人のつながりを大事にすること」、「避難所運営には男女の責任者を配置すること」、「平常時から家庭、職場、地域で男女共同参画を実践すること」等を、港区地域防災計画や各種マニュアルへ具体的に反映させるよう提案し、港区の女性の視点を踏まえた地域防災計画が、区民の皆さまの防災を見直すきっかけになることを願っています。

一人ひとりが、防災とは「自分の大切な人を守ること」と認識し、普段の生活の中に防災を組み込み、「逃げ出さなくてもいい住まいづくり」に真剣に取り組んでほしいと思います。

平成24年7月27日

港区防災会議港区地域防災計画に女性の視点を反映させる部会

部会長 池上三喜子

目 次

1	検討方針	1
(1)	基本的考え方	1
(2)	検討手順	1
2	重点項目の現状と課題	2
(1)	港区地域防災計画に女性の視点を反映させる方法	2
(2)	避難所運営に関する女性の視点	2
(3)	備蓄物資等に関する女性の視点	5
(4)	震災復興に関する女性の視点	6
(5)	その他の女性の視点からの防災対策	7
3	検討のまとめ	9
(1)	港区地域防災計画に女性の視点を反映させる方法	9
(2)	避難所運営に関する女性の視点	9
(3)	備蓄物資等に関する女性の視点	11
(4)	震災復興に関する女性の視点	12
(5)	その他の女性の視点からの防災対策	13
4	港区地域防災計画へ反映すべき内容	15
5	マニュアル等へ反映すべき内容	17
	参考資料	19
	検討経過	20
	参考文献	22
	港区防災会議条例	23
	地域防災における女性の視点からの課題等一覧	25

1 検討方針

(1) 基本的考え方

防災対策を具体的に進める上で、近年、災害時要援護者対策は重要な要素として認識されるようになりましたが、女性・男性という性差により、被災時の経験・困難に大きな違いが生じること、さらに、家族関係にも影響が起りえることへの対応については、なかなか進んでいないのが現状です。今後、東日本大震災の教訓を踏まえ、プライバシーの確保や犯罪防止などの女性全般に必要な配慮を加えた対策の強化が必要です。こうした視点は、例えば災害時要援護者を抱えた男性への支援にも通じるものです。

防災対策に女性の視点や暮らしの視点が反映されていないのは、防災対策等の計画段階からの女性の参画が十分に出来ていなかったことが理由の一つとして考えられます。

こうしたことから、女性の視点を踏まえた重点項目について港区地域防災計画改定に反映させるための具体策を検討します。

【重点項目】

- ①港区地域防災計画に女性の視点を反映させる方法の検討
- ②避難所運営に関する女性の視点の検討
- ③備蓄物資等に関する女性の視点の検討
- ④震災復興に関する女性の視点の検討
- ⑤その他の女性の視点からの防災対策の検討

【女性の視点を反映させるポイント】

- ①男女双方の視点を踏まえた防災教育・訓練と人材育成
- ②政策・方針決定過程及び防災現場における女性の参画の拡大
- ③「男女双方の視点」と「女性の参画」を取り入れた防災体制の確立
- ④「男女双方の視点」と「災害時要援護者支援」を踏まえた対策

(2) 検討手順

- ①女性の視点を踏まえた重点項目に関する検討
- ②検討内容のまとめ
- ③部会としての報告書作成
- ④港区地域防災計画改定での具体的な検討
- ⑤各種マニュアル改定の検討

2 重点項目の現状と課題

(1) 港区地域防災計画に女性の視点を反映させる方法

①男女双方が参画できる合意形成のあり方

《現状》

地域防災計画の改定や防災に関する各種マニュアル、検討組織等の合意形成を図る場において、女性の参画を位置づけているものは少ない傾向にあります。

また、地域においても町会長、自治会長などのリーダー等は男性である傾向があり、女性の意見や要望を発言しづらい環境にあるといえます。

《課題》

各種計画、マニュアル等の策定や改定、会議等の場に女性が参画できるような環境づくりや意識の共有化が必要です。

(2) 避難所運営に関する女性の視点

①女性、小中学生等も参画しやすい避難所運営体制の構築

《現状》

過去の災害や東日本大震災では、避難所運営において、避難所のリーダー等が男性主体である場合が多く、女性が意見や要望を発言しづらく、女性ばかりが炊き出し担当になるなど、女性の役割が固定化してしまうことが多くありました。

一方で、東日本大震災では、小中学生が訓練の経験を生かして炊き出しをしていた事例があります。

また、女性と子どもが犯罪面で不安をもち、被害に遭うケースも一部で起きたため、防犯カードを女性と子どもに配布しようとしたボランティア団体が、男性の避難所の責任者から「そんな悪いことをする人間はこの地域にはいない」と断られるということもありました。

《課題》

女性の役割を固定化せず、避難所運営に男女双方が参画し、それぞれの力を発揮するために、女性が発言しやすい避難所運営体制の構築が必要です。また、防災の担い手であり、安全への配慮も必要な子どもが、防災活動に参加する機会を多く持ち、災害時には安全対策を含む生活上の不安などの意見も聞いてもらうことができるよう、地域の防災訓練や避難所運営に積極的に参画させることが必要です。

性暴力やセクシャルハラスメントの問題は顔見知りの間でも起こることもあり、プライバシーへの配慮、外部の専門家の支援も必要であるため、地域の防災リーダーに対しては、問題が起こった時は、内部で全て抱えようとせず、相談窓口へ相談するよう啓発することも重要です。

②男女別への配慮などによるプライバシーの確保

《現状》

過密な避難所生活において、男女別の配慮がなされていない場合、トイレや着替え等でのプライバシーの確保は難しい問題です。仕切りもない雑魚寝状態では安心して眠れないという女性の意見もありました。

また、災害時要援護者は、狭い場所では着替えにくい、犯罪にあいやすいなどの

状況があります。

《課題》

トイレや着替え場所等を男女別にすること、災害時要援護者、単身者などの希望者には生活スペースや就寝場所を男女別にするなどのプライバシーへの配慮が必要です。

③妊産婦や育児中の母親等への配慮

《現状》

避難所生活では、不衛生な環境や栄養が十分でない食生活、授乳室や子どもの遊び場等がないこと等により妊産婦や育児中の母親等には多大なストレスが生じます。

また、避難所内での分煙化や喫煙ルールが設けられていないのが現状です。

《課題》

福祉避難所への移動、助産師等による巡回相談、妊産婦が安心して授乳やおむつ替えができる授乳室や子どもが周囲に気兼ねせずのびのびと遊べる場所の確保や遊具等の提供などといった支援策が必要です。

あわせて、避難所内での分煙化や喫煙ルールを設ける必要があります。

④DV、児童虐待、介護疲れ等に対応する心のケアができる体制整備

《現状》

慣れない避難所生活や将来への不安等により、避難所ではストレスを抱える人が多くなります。相談できる環境がない場合、女性、子ども等への暴力、虐待問題、うつ等が起こりやすくなります。また、男性が日中外に働きに出て行き、高齢の親等の介護は避難所に残る女性の仕事になりやすく、女性に介護疲れ等も起きやすくなります。

《課題》

避難所に相談窓口の設置やカウンセラー等を派遣するなどの体制が必要です。その際に、相談内容によっては、女性が男性職員に相談しづらいこともあることから、相談窓口等に女性職員も配置する、相談場所を個室にするなどの配慮が必要です。

⑤女性、子ども等の防犯対策

《現状》

多数の人が出入りする避難所や停電等による暗い場所では、不審者等による犯罪や事件が起こりやすくなる場合があります。

《課題》

女性や子ども等が被害にあわないよう、防犯意識の啓発、防犯ブザーの携帯や地域内での見回りとともに、万が一被害にあった場合の相談窓口などを事前に紹介しておくなどの対策が必要です。

⑥火災予防の啓発

《現状》

生活物資や支援物資等の多くの可燃物が持ち込まれる避難所では、火災の発生や拡大の恐れがあります。

《課題》

消火器の設置場所の確認や避難所内の火災が起きやすい場所の解消、避難所内での消火訓練等を通じた火災予防の啓発と初期消火体制づくりが必要です。

また、放火防止のため防犯と同様の見回り対応が必要です。

⑦帰宅困難者の一時受入施設での受入体制

《現状》

帰宅困難者を一時的に受け入れる施設に多数の人が訪れた場合、高齢者、障害者等の災害時要援護者は施設を利用できない可能性があります。また、妊産婦や乳幼児を連れた母親等は男女混合の場所では不安があったとの声があります。

《課題》

一時受入施設に帰宅困難者が多数集まった場合、災害時要援護者（高齢者、障害者、外国人、妊産婦、乳幼児等）や女性が優先的に避難できるよう、受入ルールの設定や安心して避難できる場所の確保が必要です。

⑧ペットや介助犬の受け入れ

《現状》

ペットを家族の一員として考える人や視覚障害などにより介助犬が必要な人などもあり、その存在は被災者にとって大きいといえます。しかし、ペットがいるために避難所に行かない人も多いのが現状です。また、阪神淡路大震災の時にはペットが癒しになるという事例もありました。

《課題》

家族同然のペットを失うことによる心のケアに配慮しつつ、避難所での話し合い等によるペット受入のルール化が必要です。

⑨ボランティア活動

《現状》

阪神・淡路大震災では、あるボランティア団体がボランティアを男性と女性とに分け、力仕事とそれ以外、といった形で活動をした例があります。

東日本大震災では、当初は被災地へのアクセス条件の悪さなどから、女性ボランティアが参加しづらい状況がありました。

東日本大震災では、女性消防団員が消防団員としての任務（消火活動、応急救護活動、住民指導、情報収集等）のほかに、炊出しをしたり、避難所で女性のニーズを把握して担当者に伝えたり、被災者の身体をさすりながら話を聞くなどボランティアに代わっての活動をするすることがありました。

《課題》

ボランティア活動でも「男女を問わず」互いの力を認め、性別を固定せず、適材適所で活躍できることが重要です。

男性でも料理が得意な人や力仕事が向かない人もいますし、男女両方いる方が、被災者も話しやすい・仕事を頼みやすいといったことが考えられます。

また、ボランティアが固定化した性別による役割分担に従って活動してしまうと、例えば被災者の女性のみが炊き出しをし続けるような状況を助長してしまう、といったことも考えられます。

⑩男女共同参画の視点からの避難所運営

《現状》

避難所運営に女性が係っていないことから、女性や子どもにとって必要な物資が男性職員には言いづらい、男性職員も女性の必要なニーズを把握しづらいといった

事態が生じ、必要な物資が不足しがちなケースもありました。

《課題》

女性特有のニーズを把握するためには、避難所運営に女性が積極的に参加するとともに、男女共同参画の視点からの避難所運営体制づくりが必要です。

(3) 備蓄物資等に関する女性の視点

①東日本大震災の教訓も踏まえた備蓄物資の見直しと補充

《現状》

東日本大震災において、女性や子育てに必要な物資として、生理用品、下着、粉ミルク、おむつ、お尻ふき等が不足していました。

《課題》

従来の備蓄物資を女性や子育ての視点から見直すことが必要です。また、見直しの際には、食糧だけでなく、健康のために身体を清潔に保つための物資も必要となります。

②個人、家庭での必要物資の備蓄の推進

《現状》

避難所では備蓄物資を確保していますが、災害の規模に応じては備蓄物資が足りなくなることが想定されます。また、卵、小麦、牛乳等の食物アレルギーの方向けの物資は被災直後からの入手が困難なことが多く、場合によってはアレルギー要素のある食物を摂食したことで命を落としてしまう可能性もあります。

また、飲料水以外の水の入手が困難であったため、食器洗いができず、紙皿や紙コップ、ラップ類で代用したり、プールの水で身体を拭いたりした地域がありました。

《課題》

個人、家庭においても食糧、飲料水や生活用水をはじめとした、必需品の確保を改めて啓発するとともに、保育に必要なものやアレルギー対応等、個人の事情に応じた必要最低限の食糧、物資の備蓄を推進する必要があります。

③避難所生活をイメージしたルールづくり

《現状》

災害の被害様相や避難所生活でのイメージが希薄なことにより、避難所には物資が豊富にあると思っている人も多く、避難訓練でも何も持たずに避難所に避難してくる方がいます。

《課題》

想定されている災害規模やその様相がわからなければ、避難時や被災後の生活のイメージは出来ません。備蓄物資や避難先の確認などの事前の備えを推進するためにも、区民に災害時の被害様相をイメージしてもらうことが重要です。

④在宅避難者への対応

《現状》

障害を持つ家族や夜泣きする乳幼児がいる、高齢者等でベッドのない体育館では寝起きができない、ペットを飼っている等の理由で避難所での生活を控え自宅で避難生活を送っている方もいます。そういった避難所以外で避難生活を送る家庭等の

把握は難しく、避難所の支援物資や情報、外部からの支援が届きにくいということがあります。

《課題》

自宅等で避難生活を送る家庭等(在宅避難者)の数を把握し、必要な物資と情報、支援を届ける体制づくりが必要です。

(4) 震災復興に関する女性の視点

①復興計画や街づくりの検討組織に女性が参画しやすい仕組みづくり

《現状》

復興計画や街づくりの検討組織に女性が参画する機会は少なく、子育て等の多様な経験を持つ女性の視点や意見が反映されにくい現状があります。

《課題》

復興計画や街づくりを検討する組織等に女性が参画し、男女で意思決定できる仕組みづくりが必要です。

②経済基盤の弱い家庭等に考慮した支援策の準備

《現状》

母子家庭、父子家庭等は経済基盤が弱い場合が多く見られます。また、震災遺児は、経済的、精神的に孤立する場合があります。

《課題》

母子家庭、父子家庭、遺児家庭等の経済基盤の弱い家庭が生活の支援体制等を相談できる体制づくりと支援策の検討が必要です。

③義援金や被災者生活再建支援法に対する国への要望等の検討

《現状》

義援金、被災者生活再建支援法等の支給は世帯要件が現実と一致していない場合があります。また、生活を再建する法制度等において、世帯主を基準とする要件により、女性が不利益を被るケースがあることはあまり知られていません。

《課題》

義援金や被災者生活再建支援法の支給要件は世帯主に対して支給することになっており、例えば、家庭内暴力等で家を出ている女性の場合などは支給要件から外れてしまうことがあります。東日本大震災時の支給要件緩和や運用緩和事例を把握し、国へ改善の要望などをしていくことを検討する必要があります。

④生活相談体制の構築

《現状》

女性は慣れない避難生活の中で家事、育児等を任されることが多く、男性も仕事の喪失等でストレスを感じ、DVや児童虐待等につながる場合があります。

また、母親が子どもの保育や面倒をみながら、支援を受けるための申請手続きや就職活動、被災家屋等の片付けには相当の負担が生じます。

《課題》

女性だけが役割を固定され、就職活動等が制限されることのないようボランティア等とも協力した支援体制が必要です。

⑤地域コミュニティの構築、再結成

《現状》

平常時から地域とのつながりがない場合、災害時の避難所の運営に参加しづらい、復興計画等への意見が言いづらいなど、地域との連携や合意形成が難しくなります。特に子どものいない世帯や若い世代では、子育て等を通じた地域内の行事への参加の機会が少なく、昼間は地域にいないことが多いため、地域コミュニティとの関係が築きにくくなっています。

《課題》

災害時に相互の助け合いやより安全で住みやすいまちづくりを行うためにも、子どもの有無にかかわらず、男女ともに地域の活動や防災訓練等に参加しやすい仕組みづくりが必要です。また、大人だけでなく、子どもの主体的な防災活動への参加も必要です。

⑥仮設住宅等への入居

《現状》

仮設住宅等への入居順は、高齢者や女性だけの世帯を優先することが多く、リーダーシップを取れる人が不在のコミュニティとなる可能性があります。このようなことから、東日本大震災の被災地では、地域ごとに仮設住宅に入居するケースもありました。

《課題》

地域のコミュニティを意識した仮設住宅計画が必要です。

(5) その他の女性の視点からの防災対策

①家屋、室内の安全対策の推進

《現状》

家にいる率の高い女性、子ども、寝たきりの方等は、家具の転倒やガラスの飛散等により家屋内での被害にあいやすく、また、家の中の危険度は、大人よりも子どもの方が高くなります。

《課題》

家具類の転倒・落下・移動防止、ガラスの飛散防止、建物の耐震化、建物や家財等の不燃化を促進する等、家屋、室内の安全対策を積極的に進めることが必要です。

②平常時からの男女や子どもも参画した地域防災力の向上

《現状》

地域の自主防災会等の役員は男性であることが多く、また、自主防災会等で女性が参画することが位置づけられていないことから、地域の防災に関して女性が要望を出す機会が少ないといえます。また、若い世代の防災訓練への参加は少ない状況にあります。

一方で、東日本大震災時には、中学生が地域の小学生や高齢者等の避難を助けた事例があります。

《課題》

防災訓練、防災講座等の地域の防災活動に対し、女性も男性と同様に意見や要望を言いやすくする体制づくりで、女性や若い世代の参加を促すことが重要です。

また、平常時には地域が子どもを守り、災害時には子どもも地域を守り、助ける側になるためにも、平常時から子どもも参加できる防災訓練等による地域防災力の向上が必要です。

③保育園、幼稚園、学校等の安全対策

《現状》

児童等を保育園、幼稚園等に預けて働きに出る女性や男性も多く、施設における児童等の安全確保対策は保護者にとって深刻な問題となります。また、交通機関等で帰宅困難になった場合、施設と保護者との安否の連絡が出来ることにより、保護者の無理な帰宅を避けることが出来ます。

災害様相によっては、保護者が長期間引き取りに来られず、施設等で児童を預かる可能性があります。また、福祉避難所でなくても、保育園等に地域の子どもや子ども連れの親が避難してくる可能性があります。

《課題》

災害時に児童が被災しないよう、施設の安全対策をさらに強化するとともに、保護者が帰宅困難な時でも子ども等の安否がわかり、安全な帰宅ができるよう、保護者との連絡手段を講じておく必要があります。

また、長期間、児童を預かることを想定した備蓄物資の確保や近隣の児童、親子等が避難してきた場合の対応を考えておく必要があります。

④防災対策に対する区民への啓発活動

《現状》

地域の避難所運営を行う最前線の人たちに、女性の視点が必要という問題意識が伝わっていない状況があります。また、避難所運営マニュアル等の存在を知らない人もおり、問題意識は地域の実情によって異なります。

《課題》

実働訓練だけではなく、座学やワークショップ等で課題を認識し、対応を考えることも必要です。

⑤男女別統計・多様な立場を考慮した統計に基づく対策の検討

《現状》

東日本大震災では、就労に関する統計が男女別になっておらず、実態が分かりにくい情報開示となっていた例がありました。

《課題》

男女別はもちろん、障害の種類と人数や、子どもを含めた年代別の把握など、被災者の状況に応じた対策を講じるため、男女別統計・多様な立場を考慮した統計による現状把握を確立しておく必要があります。

⑥災害発生時における男女平等参画センターでの支援体制の確保

《現状》

災害発生時は、避難所などでの女性の相談や支援を行うことが必要になってきます。そうした状況に対応できるような支援体制が求められています。

《課題》

災害時の女性の相談や必要な支援を行うため、男女平等参画センターを活用した体制について、対策を検討する必要があります。

3 検討のまとめ

本部会では、5回の部会を開催し、(1)港区地域防災計画改定に女性の視点を反映させる方法、(2)避難所運営に関する女性の視点、(3)備蓄物資等に関する女性の視点、(4)震災復興に関する女性の視点、(5)その他の女性の視点からの防災対策を重点項目として検討しました。以下は、この5つの重点項目の検討結果について、今後対応すべき事項としてまとめました。

(1) 港区地域防災計画に女性の視点を反映させる方法

①男女双方が参画できる合意形成のあり方

《対応すべき事項》

- 各種計画、マニュアル等の作成や改定、会議等の場に必ず女性の参画を位置づけることで、女性が組織運営に参画しやすくなり、女性の多様な経験を反映させる。そうすることで、男女それぞれの力を発揮した地域防災力の向上を目指す。

(2) 避難所運営に関する女性の視点

①女性、小中学生等も参画しやすい避難所運営体制の構築

《対応すべき事項》

- 平常時から、防災リーダー養成講座、避難所運営訓練等の実施を通じて、避難所運営は男女、小中学生等が協働で行うことの意識を共有する。
- 避難所運営マニュアルの作成、見直し等に女性が参画することを地域防災計画に反映する。
- 避難所運営に際し、問題が発生した場合には、全て内部で解決しようとせず、外部の専門家等の積極的な活用を図る。

②男女別への配慮などによるプライバシーの確保

《対応すべき事項》

- 避難所運営の際には、生活空間を男女別や災害時要援護者、単身者別にすることなど、状況に応じた配慮をするとともに、女性特有の物資の受け渡し等をしやすくするため、女性専用のスペースを設ける。
- トイレ、着替え室、物干し場所を男女別にする。
- 多目的トイレを設置するとともに、ついたてを備蓄物資に加えておく。

③妊産婦や育児中の母親等への配慮

《対応すべき事項》

- 妊産婦、育児中の母親・父親への配慮として、福祉避難所の確保、助産師等による巡回相談、避難所内に授乳室、子どもが遊べる場等を確保する。
なお、子どもが気に入っている絵本やおもちゃ等は各自が持参すること、避難中は保育に関しても保護者が自主的に関わることなどを平常時から広報紙等で周知しておく。

-
- 受動喫煙防止や火災予防の観点から、避難所内の分煙化を進めるとともに、喫煙ルールを作成する。

④DV、児童虐待、介護疲れ等に対応する心のケアができる体制整備

《対応すべき事項》

- 避難所に相談窓口を設置する。
- 相談内容によっては、男性に相談しづらい内容等も想定されることから、女性相談員やカウンセラーの配置と専門家を派遣する。
- 相談窓口は個室、カーテンで仕切る等のプライバシーに配慮する。

⑤女性、子ども等の防犯対策

《対応すべき事項》

- 平常時は、防災訓練や防災講座、広報紙等で災害時の防犯について啓発する。
- 災害時には、避難所での防犯講座の実施、防犯ブザーの配布、夜間照明の設置による暗がりの解消等を行う。
- 避難所運営の役割分担の際に、見回り班等を位置づけ、避難所内、近隣の防犯予防活動、放火防止活動を行うようにする。
- 万が一被害にあった場合でも、なるべく速やかに相談、対応ができるよう相談窓口や相談電話番号などを紹介したカード等を防犯ブザー等と一緒に配布するなどの対策を講じる。

⑥火災予防の啓発

《対応すべき事項》

- 避難所運営マニュアルの作成時に、火災予防のための消火訓練、消防計画を位置づける。
- 消火訓練等を通じて、避難所内の消火器の設置場所の確認、避難所内の火災が起きやすい場所や放火されやすい場所の解消等の火災予防の啓発と初期消火体制づくりを実施する。

⑦帰宅困難者の一時受入施設での受入体制

《対応すべき事項》

- 一時受入施設で帰宅困難者が多数集まった場合、災害時要援護者（高齢者、障害者、外国人、妊産婦、乳幼児等）や女性が優先的に避難できるよう、受入の優先順位を設定する。
- 避難スペースには、妊産婦、女性等の希望者が避難できる部屋の確保や仕切りで区切るなどにより女性専用のスペースを設ける。

⑧ペットや介助犬の受け入れ

《対応すべき事項》

- 平常時から訓練等を通じ、避難所でのペット受入ルールを検討する。
- 獣医師会等と連携し、災害時のペット保護策等に取り組む。

⑨ボランティア活動

《対応すべき事項》

- ボランティアの役割分担に際しては、性別を固定せず、適材適所に配置するこ

とを明確にしておく。

- ボランティアが活動しやすいように、女性消防団員や女性防火組織のリーダー（または構成員）を含めた体制づくりをする。
- 適切な支援となるようボランティアセンターとの連携体制を構築しておく。

⑩男女共同参画の視点からの避難所運営

《対応すべき事項》

- 避難所運営マニュアル等を作成する際に、女性の参画を位置づけ、男女双方が参加した避難所運営を行う。また、男女双方の責任者を配置する。
- 女性の視点が反映された避難所運営マニュアルを作成し、周知する。

(3) 備蓄物資等に関する女性の視点

①東日本大震災の教訓も踏まえた備蓄物資の見直しと補充

《対応すべき事項》

- 女性の視点を踏まえ備蓄物資の見直しを行う。
- 備蓄物資を配布する際にも、ポーチに入れて外側から見えないようにする、配布場所を個室にする等の配慮を行う。

女性特有の物資	生理用品、おしぼり、下着等
子育て対応の物資	粉ミルク、離乳食、ほ乳瓶、消毒用品、おむつ、お尻ふき等
介護対応	高齢者用おむつ、介護ベッド等
衛生物資	携帯用ビデ、パンティライナー、尿もれパッド、化粧水、保湿クリーム、大型ウェットペーパー等

- 防災訓練等を活用し、女性を含めて備蓄倉庫の点検・見直しを行う。
- 流通在庫備蓄による備蓄物資の確保を行う。

※流通在庫備蓄とは、「地方自治体が、災害時に備えて民間事業者等とあらかじめ協定等を結び、災害時に必要な物資を必要量調達すること」をいう。

②個人、家庭での必要物資の備蓄の推進

《対応すべき事項》

- 防災訓練、広報紙等で食糧、飲料水の3日以上以上の備蓄の啓発を行う。
- 保育に必要なものやアレルギー対応等、災害直後に入手が困難な物資については、特に個人、家庭で当面对応できる量の備蓄を行うよう啓発する。
- 実際に行われているアレルギー患者等の自衛策を広報紙等に掲載し、啓発する。

③避難所生活をイメージしたルールづくり

《対応すべき事項》

- 平常時から、避難所運営訓練、地域防災訓練等を通じ、被害様相をイメージし、避難所の運営に関するルール等を共有する。
- 避難所は区と地域が協働で運営するという考え方から、例えば、家庭内にある食糧（冷蔵庫の中の食品、飲料、レトルト食品、ゼリー飲料、缶詰等）や毛布等の持ち寄りをするよう呼び掛ける。

④在宅避難者への対応

《対応すべき事項》

- 災害時の物資は限られていることから、在宅避難者にも支援物資は必要であるが、避難所にいる避難者と違い、在宅避難者の数の把握は困難なことが想定されるので、例えば、避難所運営マニュアルに在宅被災者班等を設置し、町会ごとに数を把握して避難所に物資を取りにきてもらうなどのルールづくりを行う。
- ボランティア等と協力し、在宅避難者にも支援物資が配給されることをチラシなどを使って広報する。
- 障害等で避難所での生活が困難であると想定される場合には、平常時からお互いに助け合う仲間や地域で支えあうシステムをつくり、いざという時に避難できる環境をつくるよう呼び掛ける。

(4) 震災復興に関する女性の視点

①復興計画や街づくりの検討組織に女性が参画しやすい仕組みづくり

《対応すべき事項》

- 平常時から、街づくりの検討組織に女性が委員として参画するよう関係組織に呼び掛ける。

②経済基盤の弱い家庭等に考慮した支援策の準備

《対応すべき事項》

- 母子家庭、父子家庭、遺児家庭等の経済基盤の弱い家庭に対する支援について、関係機関や専門家等により事前に検討する。
- 災害時には、避難所等に相談窓口を設け、震災遺児や経済基盤の弱い家庭に対し、早期の対応策（生活保護、里親制度、教育面での支援）を提案できるようにするとともに、必要に応じて支給要件等の緩和等を国に要望するなどの検討を行う。

③義援金や被災者生活再建支援法に対する国への要望等の検討

《対応すべき事項》

- 東日本大震災時では世帯主要件によって不利益を被る女性がいたこと、支給要件緩和や運用緩和事例を踏まえ、各種支援制度について、制度改善等を国に要望するなどの検討を行う。

④生活相談体制の構築

《対応すべき事項》

- 専門家、関係機関等との勉強会等を通じ、相談・支援体制や解雇、再雇用等の救済措置等を国に要望するなどの検討を行う。
- 災害時には、生活相談窓口を設定する。
- 母親が就職、就労活動等をしやすいように、ボランティア等とも協力し、子どもの一時預かり支援などを実施する。

⑤地域コミュニティの構築、再結成

《対応すべき事項》

- 女性同士が気軽に集まれるコミュニティづくりのために、女性が気軽に参加できる訓練を実施したり、子どもも交えた地域での防災訓練を通じ、地域とのつながりを強くする機会を設ける。

⑥仮設住宅等への入居

《対応すべき事項》

- 高齢者や女性等にも配慮しつつ、可能な限り地域のつながりを尊重した仮設住宅への入居体制を講じる。
- 仮設住宅の運営に関して、女性も積極的に参画する。

(5) その他の女性の視点からの防災対策

①家屋、室内の安全対策の推進

《対応すべき事項》

- 防災訓練、広報紙等で従来から取り組んでいる家具転倒防止器具等助成や取り付け支援策、耐震診断・耐震改修の支援策をさらに周知する。

②平常時からの男女や子どもも参画した地域防災力の向上

《対応すべき事項》

- 防災訓練の計画段階から女性が参画する、幅広い年齢層の男性と女性が参画できる防災訓練を企画する、男性と女性による炊き出し訓練、女性同士が集まった意見交換会等、役割を固定しない防災活動の企画を推進する。
- 消防署の協同団体として女性防火組織があるが、このような区内の女性組織の構成員や女性消防団員に防災訓練の企画段階から参加してもらい、女性の意見を反映させる。

③保育園、幼稚園、学校等の安全対策

《対応すべき事項》

- 保育園、幼稚園等の施設での家具類の転倒・落下・移動防止、ガラスの飛散防止、避難訓練等の実施を強化し、施設での児童の安全を確保する。
- 災害時等の通信の輻輳も踏まえた施設と保護者との連絡手段（災害用伝言ダイヤル171、港区災害時緊急メール配信サービス等）の確保、連絡がつかない場合の対応、引渡しのルール化等に取り組む。
- 長期間の児童の預かりを想定し、食糧、飲料水、粉ミルク等を備蓄する。

④防災対策に対する区民への啓発活動

《対応すべき事項》

- 一般的な防災訓練だけではなく、本番さながらの避難所体験（断水時のトイレの使い方体験、停電時を想定した電気を使わない生活体験、防災倉庫から毛布が届いたら自分で敷いて寝る宿泊体験等）も避難所生活をイメージするのに有効であるので、繰り返し実施して意識付けをしていく。
- 区内に限らず自主防災組織における先進的な取組事例を防災訓練や勉強会、広報紙等により紹介する。

⑤男女別統計・多様な立場を考慮した統計に基づく対策の検討

《対応すべき事項》

- 雇用対策にもつながるよう、男女別、障害者の有無、障害の種別などを把握するため、男女別統計・多様な立場を考慮した統計を行う。

⑥災害発生時における男女平等参画センターでの支援体制の確保

《対応すべき事項》

- 男女平等参画センターを災害時の女性の相談や支援の拠点として位置づける検討を行う。

4 港区地域防災計画へ反映すべき内容

本部会においては、港区地域防災計画に女性の視点を反映させるため、各委員の専門的見地から5つの重点項目について検討し、取りまとめたその結果を、今後改定する港区地域防災計画に反映するよう次のとおり提案します。

(1) 男女共同参画の基本的な考え方

○男女の役割を固定せず、男女双方が平常時、災害時に関わらずあらゆる場面の合意形成に積極的に参画し、それぞれの力を発揮できるようにする。

(2) 避難所運営

○女性が参画しやすい避難所運営体制を構築するために、地域防災協議会等の避難所運営マニュアルを作成または見直しをする際には、作成過程から女性が参画するよう位置づける。また、避難所運営には男女双方の責任者を配置する。

○災害時に女性、男性、子どもの意見が反映された円滑な避難所の運営が行われるよう、地域防災協議会を中心として、子どもも交えた男女による避難所の開設・運営訓練を実施する。

○訓練を通じて、災害様相や避難所生活のイメージを個人、地域で共有し、男女で共同した避難所運営が行えるようにする。

○避難者の精神的な負担の軽減を図るため、プライバシーと相談体制を確保する。

(3) 避難所の安全・安心

○女性や子どもが災害時の緊急的な避難所生活で被害にあわないように、災害時の防犯について留意すべきことを防災訓練等を通じて啓発する。

(4) 就職、就労支援体制

○女性が就職、就労活動しやすいよう、ボランティア等と連携した子どもの一時預かり等の支援策を推進するとともに、雇用の維持などの対策に係る国への働きかけについて検討する。

(5) 相談体制

○避難所や区の施設に相談所を設けるとともに女性の専門相談員等の配置により、女性が相談しやすい体制を確保する。

○母子家庭、父子家庭、遺児家庭等の経済基盤が弱い家庭等への支援策に係る国への働きかけについて検討する。

(6) 災害時要援護者対策

○高齢者や障害のある人、妊産婦等の災害時要援護者及び遺児家庭に配慮した、避難所運営、備蓄物資計画等の支援策を充実する。

(7) 在宅避難者対策

○在宅避難者についても、支援物資の配給、情報の伝達などを確実にを行い、支え合うシステムをつくり、在宅避難者が孤立しないように配慮する。

(8) 帰宅困難者対策

- 一時受入場所では必要に応じて、災害時要援護者（高齢者・障害者・外国人・妊産婦・乳幼児等）や女性を優先的に受け入れるためのスペースを確保する。

(9) ボランティア活動

- ボランティアの活動内容は性別で固定せず、男女それぞれの力を発揮できるようにする。

(10) 震災復興計画

- 男女の多様な視点も踏まえたより良い都市の復興に向け、復興計画作成の過程から女性も参画するようにする。

(11) 地域防災力

- 日頃から地域で顔の見える関係をつくることは、災害時の助け合いにつながることから、女性、子どもも含めた地域のコミュニティづくりを推進する、防災講座や防災訓練等を企画する。

(12) 備蓄物資

- 女性の視点に配慮した備蓄物資（生理用品、下着、大型ウェットペーパー、粉ミルク、おむつ、高齢者用おむつ、携帯用ビデ等）を整備、強化する。

(13) 仮設住宅対策

- 高齢者や女性等にも配慮しつつ、可能な限り地域のつながりを尊重した仮設住宅への入居体制を講じる。
- 仮設住宅の運営に女性の参画を位置づける。

5 マニュアル等へ反映すべき内容

本部会では、各重点項目について専門的な見地から検討を進めましたが、その検討過程において、避難所運営マニュアル等の各種マニュアルに反映すべき具体策として、次のとおり取りまとめました。

(1) 避難所運営マニュアル

① 避難所運営体制

- 避難所運営役員体制に女性の参加を位置づける。
- 女性の専門相談員を派遣することで、女性特有の悩みを相談しやすくし、早期の課題解決につなげる。
- 避難所における名簿管理は、家庭内暴力の被害者保護等に配慮し、セキュリティを徹底する。

② 備蓄物資

- 現行の備蓄物資一覧に不足する品目又はすでに備蓄しているものはその数量について見直しを実施する。
 - ・ 一般向け物資（大型ウエットペーパー等）
 - ・ 女性向け物資（生理用品等）
 - ・ 乳幼児向け物資（粉ミルク、離乳食、ほ乳瓶、消毒用品、おむつ、お尻ふき）
 - ・ 高齢者向け物資（高齢者用おむつ、介護ベッド等）
 - ・ 児童向け物資（おもちゃ、絵本等の遊具等）
 - ・ 防犯対策物資（夜間ライト、防犯ブザー等）
- 避難所運営の際には、家庭内にある食糧（冷蔵庫の中の食品、飲料、レトルト食品、ゼリー飲料、缶詰等）、毛布等を持ち寄るよう呼び掛ける。

③ 避難所運営での活動内容

- 炊き出し等に関しては、女性だけが限定されないよう男女を交えたローテーションを設定する。
- 女性職員による女性特有のニーズを把握する。
- 在宅避難者班を設置し、在宅避難者にも支援物資や情報が提供されるよう、支援ルールを設定する。
- 見回り班を設置し、交代で避難所、避難所境界の見回りを実施する。
- 避難所での消火訓練を実施する。
- ペットの受入については、避難所ごとにルールを設定する。

④ 避難所空間の使い方

- トイレや着替え室、生活空間等は、設置場所や空き教室等の活用により、プライバシーに配慮する。
 - ・ 男女別トイレ（設置箇所を離す、入り口を別にする等）
 - ・ 多目的トイレ

-
- ・ 男女別着替え室（設置箇所や階を離す等）
 - ・ 男女別物干し場（設置箇所や階を離す等）
 - ・ 女性や障害者に配慮した生活スペース（空き教室等で個室を確保する等）
 - ・ 授乳室（空き教室等で個室を確保する等）
 - ・ 子どもの遊び場（空き教室等で個室を確保する等）
 - ・ 喫煙場所

（２）震災復興マニュアル

①生活相談窓口の設定

- 生活相談、就職活動、DV、うつ、子育て相談等の悩みを安心して相談できるよう、女性の専門相談員を派遣する。
- 関係部署、専門家と勉強会等を実施し、義援金、生活再建支援法策の事前策を検討する。
- 女性の就職、就労活動を支援するため、子どもの一時預かり等をボランティアとともに連携して実施する。
- 母子家庭、父子家庭、遺児家庭等への支援策（生活保護、里親制度、教育支援等）を検討する。

（３）児童施設等の災害対応マニュアル

①保護者への安否確認

- できる限り迅速に保護者へ児童等の安否を伝える手段（港区災害時緊急メール配信サービス、災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板、ツイッター等）を活用し、平常時から訓練する。

②長期間の児童の預かり対策

- 保護者の帰宅困難を想定し、児童を長期に預かるための備蓄物資を確保する。

参 考 资 料

【検討経過】

(1) 部会の設置

港区地域防災計画の改定にあたり、避難所運営や復興等に関し女性の視点を反映させるため、港区防災会議に学識経験者の専門委員を任命し、部会を設置しました。

(2) 部会の構成

部会における専門委員の構成は以下のとおりです（部会長、副部会長、部会員5名）。

部会長	池上 三喜子	公益財団法人 市民防災研究所 理事
副部会長	谷口 由美子	公益財団法人 東京防災救急協会 講習指導担当部長
部会員	浅野 幸子	東京女学館大学 非常勤講師
	杉本 隆	港区子ども家庭支援部長
	青木 康平	港区防災危機管理室長
	小池 眞喜夫	港区総務部長
	小柳津 明	港区教育委員会事務局次長

(3) 部会の所掌事項

- ①港区地域防災計画に女性の視点を反映させる方法の検討
- ②避難所運営に関する女性の視点の検討
- ③備蓄物資等に関する女性の視点の検討
- ④震災復興に関する女性の視点の検討
- ⑤その他の女性の視点からの防災対策の検討

(4) 部会における検討方法

- ①被災地で災害ボランティア活動の経験を有する女性の意見を聴く機会を設けました。
- ②被災地における、避難所運営、復興等に関する女性の視点の情報収集を行ないました。
- ③被災地に派遣された職員に、女性の視点に関する意見を聴く機会を設けました。
- ④区内の地域防災協議会などで活動する女性に、防災対策における女性の視点に関する意見を聴く機会を設けました。

(5) 部会の開催状況

回数	日時	場所	議題
第1回	平成24年5月23日	港区役所 5階 511会議室	(1) 港区地域防災計画改定の基本的考え方について (2) 地域防災における女性の視点からの課題等について (3) 今後の進め方について
第2回	平成24年6月1日	港区役所 5階 511会議室	(1) 地域防災における女性の視点からの課題等について (2) 避難所運営について (3) 備蓄物資等について (4) 震災復興対策について (5) その他の女性の視点について
第3回	平成24年6月25日	港区役所 5階 511会議室	(1) 課題整理について
第4回	平成24年7月11日	港区役所 5階 511会議室	(1) 検討のまとめについて
第5回	平成24年7月20日	港区役所 9階 研修室	(1) 検討のまとめについて

【参考文献】

『災害と女性』 ウイメンズネット・こうべ

『被災地における性暴力～防止と対応のためのマニュアル～』 ウイメンズネット・こうべ

『子連れ防災手帖 被災ママ 812 人が作った』 メディアファクトリー、2012 年

『女性×男性の視点で総合防災力アップ』 財団法人日本防火協会、2011 年

『一日前プロジェクト もし 一日前に戻れたら』 内閣府、2008 年・2011 年

『消防団の闘い ー 3. 1 1 東日本大震災ー』 財団法人 日本消防協会、2012 年

『阪神淡路大震災誌』 財団法人 日本消防協会、1996 年

『知っていて安心 防災知恵袋』 公益財団法人 東京防災救急協会、2010 年

『女性・地域住民からみた防災施策のあり方に関する調査結果』 全国知事会、2008 年

<http://www.nga.gr.jp/news/2008/post-336.html>

『災害時における男女共同参画センターの役割調査報告書』 内閣府男女共同参画局、2012 年

<http://www.gender.go.jp/yrep.html>

『こんな支援が欲しかった！～現場に学ぶ、女性と多様なニーズに配慮した災害支援事例集～』

東日本大震災女性支援ネットワーク、2012 年

<http://risetogetherjp.org/?p=2189>

『女性の視点からの防災対策のススメ』 大分県生活環境部県民生活・男女共同参画課、2007 年

<http://www.againstgfb.com/05-0d.pdf>

『家具類の転倒・落下・移動防止対策ハンドブック ー室内の地震対策ー』 東京消防庁、2012 年

『妊産婦・乳幼児を守る災害対策ガイドライン』 東京都、2007 年

http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kodomo/shussan/nyuyoji/saitai_guideline/files/guideline_all.pdf

『事業所における帰宅困難者対策に係る報告書』 東京消防庁予防技術検討委員会事業所における帰宅困難者対策検討部会、2012 年

<http://www.tfd.metro.tokyo.jp/hp-sidouka/201204/201204.pdf>

港区防災会議条例

昭和三十八年七月二十日

条例第十六号

(目的)

第一条 この条例は、災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号。以下「法」という。)第十六条第六項の規定に基づき、港区防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第二条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- 一 港区(以下「区」という。)地域防災計画を作成し、およびその実施を推進すること。
- 二 区の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- 三 前各号に掲げるもののほか、法律またはこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第三条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

- 2 会長は、区長をもつて充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者のうちから区長が任命し、又は委嘱する。
 - 一 区議会議長及び副議長
 - 二 副区長、教育長及び区の職員
 - 三 区内の消防団長
 - 四 区内の医師会、歯科医師会及び薬剤師会の代表
 - 五 東京都知事部局の職員
 - 六 東京都公営企業の職員
 - 七 警視庁の職員
 - 八 東京消防庁の職員
 - 九 法第二条第四号に規定する指定地方行政機関の職員
 - 十 法第二条第五号に規定する指定公共機関の職員
 - 十一 法第二条第六号に規定する指定地方公共機関の職員
- 6 前項の委員の総数は、五十二人以内とする。

(専門委員)

第四条 防災会議に、専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、前条第五項に掲げる機関の職員及び学識経験者のうちから区長が任命し、又は委嘱する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されたものとする。

(部会)

第五条 防災会議は、その定めるところにより部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員および専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(幹事)

第六条 防災会議に幹事を置く。

- 2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから区長が任命または委嘱する。
- 3 幹事は、防災会議の所掌事務について委員および専門委員を補佐する。
- 4 幹事の総数は、五十人以内とする。

(議事)

第七条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事運営に関し、必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和四四年一〇月六日条例第二三号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和四九年六月二八日条例第二八号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成七年一二月一一日条例第五七号)

この条例は、区規則で定める日から施行する。

(平成八年一月規則第六号で、同八年一月二二日から施行)

付 則(平成一一年一二月一六日条例第四一号)

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

付 則(平成一八年一二月一三日条例第六一号)

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

地域防災における女性の視点からの課題等一覧

1 港区地域防災計画に女性の視点を反映させる方法

項目	女性の視点からの意見等	女性の視点からの意見等を踏まえた課題	
		災害予防	応急・復旧
1-①男女双方が参画できる合意形成のあり方	<ul style="list-style-type: none"> ・性的役割を固定してしまっているのが課題である。避難所運営のリーダーが町会長等で男性であることが多く、女性が声を上げにくい。普段から、男女双方が参加した意思決定のあり方を考えておく必要がある。身体的特徴、ライフスタイルのあり方、暮らし向き等の視点に立ち戻り、解釈を加えて再整理する必要がある。〔第1回部会〕 ・「意思決定できる参画のあり方」は、女性が必ず参加するよう具体的に「男女双方が参画できる意思決定のあり方」とすること。〔第2回部会〕 ・避難所の運営マニュアル作成や見直し等に女性が参画することを明記すること。〔第2回部会〕 ・「役員に女性の参画を位置付ける」等の表現にすることが望ましい。〔第3回部会〕 ・男女共同参画の視点が重要なので、女性だけではなく男女双方に具体的な対応をした方が良い。〔男女平等参画センター運営協議会意見〕 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の運営マニュアル作成や見直し段階から女性が参画する〔第2回部会〕 ・防災計画の立案、避難所運営等のあらゆる機会に、女性の参画を位置づける〔第3回部会〕 	<ul style="list-style-type: none"> ・性別にとらわれない避難所運営方針の共有〔第1回部会〕 ・男女双方が参画できる意思決定のあり方〔第1回部会〕 ・衛生状態の確保（入浴、洗濯、着替え等）〔第1回部会〕 ・避難所運営には、男性と女性の責任者を配置する〔参考文献「女性の視点からの防災対策のススメ」〕

2 避難所運営に関する女性の視点

項目	女性の視点からの意見等	女性の視点からの意見等を踏まえた課題	
		災害予防	応急・復旧
2-①女性、小中学生等も参画しやすい避難所運営体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・性的役割を固定してしまっているのが課題である。避難所運営のリーダーが地区会長等で男性であることが多く、女性が声を上げにくい。普段から、男女双方が参加した意思決定のあり方を考えておく必要がある。身体的特徴、ライフスタイルのあり方、暮らし向き等の視点に立ち戻り、解釈を加えて再整理する必要がある。〔第1回部会〕(再掲) ・女性ばかりが炊き出しの担当になることが多いが、男性も交えたローテーションなどの避難所運営のマネジメントが重要である。〔第1回部会〕 ・「意思決定できる参画のあり方」は、女性が必ず参加するよう具体的に「男女双方が参画できる意思決定のあり方」とすること。〔第2回部会〕(再掲) ・避難所の運営マニュアル作成や見直し等に女性が参画することを明記すること。〔第2回部会〕(再掲) ・災害救援の国際基準の中でも、年齢段階に応じた支援やモニタリングの重要性が指摘されている。避難所運営にも子どもの意見を取り入れ、運営に参画させることが重要。〔第3回部会〕 ・誰が指揮者になるかが問題になる。学校長や自治会等、トップは他のことに忙しい。自衛隊方式では、5人までリーダーを決めておく。こうした方法は有効。市民一人ひとりが誰でもリーダーシップをとれる状態が理想である。〔第3回部会〕 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災リーダー養成講座〔第1回部会〕 ・防災学校の開催〔第1回部会〕 ・防災士資格取得の推進〔第1回部会〕 ・地域防災訓練支援〔第1回部会〕 ・避難所運営マニュアル作成支援〔第2回部会〕 ・避難所の運営マニュアル作成や見直し段階から女性が参画する。〔第2回部会〕 ・予めリーダー等を複数決めておく〔第3回部会〕 	<ul style="list-style-type: none"> ・性別にとらわれない避難所運営方針の共有〔第1回部会〕 ・男女双方が参画できる意思決定のあり方〔第1回部会〕 ・ローテーション等のマネジメント〔第1回部会〕 ・女性が運営に参加することによる女性特有のニーズのキャッチ〔第1回部会〕 ・子どもの権利や人権にも配慮しつつ、子どもも交えた避難所の運営〔第3回部会〕
2-②男女別への配慮などによるプライバシーの確保	<ul style="list-style-type: none"> ・避難先でのプライバシーを少しでも守りたい。たとえば、女性だけ、病人だけが入れる部屋とか、洗面所やトイレを男女別にするなど。できれば、テントなどを用意したい。〔アンケート〕 ・避難生活のストレス対策に女性の視点は大切。弱者や障害者に対する配慮など、細かい所へ目が行き届く女性の感覚を復興時に是非活用して欲しい。〔アンケート〕 ・男女別の着替え室の確保、物干し場を追記すること。〔第2回部会〕 ・災害時要援護者についても、着替えにくい、性被害に合いやすいなどの可能性もあるため、男女別のスペースを配慮するといった表現を入れてほしい。〔第3回部会〕 ・東日本大震災では、セクシュアルマイノリティー（性的少数者（性同一性障害、同性愛者等））の方は悩み等をオープンにできない人がいたと聞いている。最低でも多目的トイレを設け、男女だれが入っても良く、身体を拭いたり、着替えたりできる場をつくることが望ましい。〔第2回部会〕 	<ul style="list-style-type: none"> ・女性、妊産婦、育児中の母親、災害時要援護者等のプライバシーに配慮した避難所運営の事前検討、訓練〔第1回部会〕 ・避難所運営マニュアルに、女性専用スペースの設置を必須事項として定めておく〔参考文献「こんな支援が欲しかった!災害支援事例集」〕 	<ul style="list-style-type: none"> ・プライバシー確保（男女別トイレ、着替室、物干し場等）〔第1回部会〕 ・妊産婦、子育て女性へ、災害時要援護者等への配慮〔第1回部会〕 ・多目的トイレの設置〔第2回部会〕 ・仮設トイレの全トイレに芳香剤、女性用トイレに生理用品が備えられていた〔参考文献「一日前プロジェクト もし一日前に戻れたら」〕
2-③妊産婦や育児中の母親等への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・子供が騒いでも気兼ねなく避難生活を続けられるように、子連れ優先で使えるスペースや授乳スペースを作る。〔アンケート〕 ・避難所でのプライバシー保護は特に女性の視点が必要だと思います。授乳をどこで行うか、介護中の高齢者のおむつ替えをどこで行うか、など。〔アンケート〕 ・子どもへの心のケアとして、遊び場だけでなく、「おもちゃ、絵本等」も追記すること。〔第2回部会〕 ・喫煙場所の確保。〔第2回部会〕 ・避難所での妊産婦や乳児のためのスペースの確保が必要〔港区女性職員〕 	<ul style="list-style-type: none"> ・妊産婦や子育て中の母親等を意識した避難所の運営（プライバシー確保、備蓄物資）〔第1回部会〕 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもへの配慮（遊び場、おもちゃ、絵本等の確保）〔第1回部会〕 ・喫煙場所の確保〔第2回部会〕 ・助産師の避難所巡回による女性の健康問題に関する相談支援〔参考文献「こんな支援が欲しかった!災害支援事例集」〕

項目	女性の視点からの意見等	女性の視点からの意見等を踏まえた課題	
		災害予防	応急・復旧
2-④DV、児童虐待、介護疲れ等に対応する心のケアができる体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ・子供へのケアも含めて、長期的な避難や防災計画が必要だ。〔アンケート〕 ・避難生活での必要物資、精神的なケア、きめ細やかな部分の配慮などに、女性の視点や意見は必要。〔アンケート〕 ・男性の相談員であると女性も相談しづらいことがあるため、相談窓口の相談スタッフにも女性を含むこと。〔第2回部会〕 ・災害時に相談できるような男女平等参画センターとしての機能を発揮してほしい。〔男女平等参画センター運営協議会意見〕 	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども、高齢者に関わらず、避難生活でストレスを感じている者への対応、カウンセリングの実施〔第1回部会〕 	<ul style="list-style-type: none"> ・DV、児童虐待、介護疲れ等に関する相談窓口等の設置〔第1回部会〕 ・女性も含めた相談員、カウンセラー、専門家の派遣〔第2回部会〕 ・男女平等参画センターを中心とした心のケア、女性、子どもへの支援〔参考文献「災害時における男女平等参画センターの役割調査」〕
2-⑤女性、子ども等の防犯対策	<ul style="list-style-type: none"> ・女性が性的暴行などに遭わないような防犯意識の啓蒙活動。〔アンケート〕 ・日常の防災・防犯には女性の視点が重要。〔アンケート〕 ・女性への配慮。犯罪から守る為、避難生活でのエチケット、規則を女性目線でみることも必要。〔アンケート〕 	<ul style="list-style-type: none"> ・女性等への防犯意識啓発〔第3回部会〕 ・避難所には、適切な明かりが照らせるよう、電気、ジェネレーターでの充電力を確保しておく〔参考文献「被災地における性暴力 防止と対応のためのマニュアル」〕 	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯対策（女性、子ども等）〔第3回部会〕 ・避難所内での見回り、防犯ブザーの携帯〔第2回部会資料（災害支援事例集）より〕 ・相談窓口等の案内カード等の配布〔参考文献「こんな支援が欲しかった!災害支援事例集」〕
2-⑥火災予防の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所生活では持込まれた荷物や支援物資の段ボール等可燃物が増えるとともに、ストーブの使用等により火災が発生しやすい。〔第2回部会〕 		<ul style="list-style-type: none"> ・避難所での消火訓練等を通じた火災予防啓発〔第2回部会〕
2-⑦帰宅困難者の一時受入れ施設での受入体制	<ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災時は、ある大学では、空き教室を開放し、テレビと暖房を提供していたことで大きな混乱はなかったが、後日男女は別々にしなくてよかったのか、という反省点があった。〔第1回部会〕 ・帰宅困難者の受け入れの際に、災害時要援護者に定義されていない女性についても配慮して頂きたい。〔第2回部会〕 ・高齢者や車いす等の利用者のため、階段や段差を避けた1階の場所を確保する。〔参考文献「事業所における帰宅困難者対策に係る報告書」〕 ・交通機関の運行が開始しても、直に帰宅を開始できない高齢者等に配慮し、長時間使用することになっても管理しやすい場所を確保する。〔参考文献「事業所における帰宅困難者対策に係る報告書」〕 ・高齢者等で床に直接座れない者のための椅子を用意する。〔参考文献「事業所における帰宅困難者対策に係る報告書」〕 	<ul style="list-style-type: none"> ・帰宅困難者の受け入れの優先順位の検討（災害時要援護者、女性）〔第1回部会〕 	
2-⑧ペットや介助犬の受け入れ	<ul style="list-style-type: none"> ・女性の視点ではないが、ペットがいるので、自分や家族も大切だが、ペットも家族なので、ペットの事をまず、考えたい。〔アンケート〕 ・仙台市獣医師会は、市内の動物病院で被災者が飼えなくなった犬や猫を預かっている他、飼い主が分からないペットを約40匹保護している。〔朝日新聞 H23. 3. 25〕 ・港区では、赤坂地区が校庭の一部にペット用の場所を設けてルールを決めている。ペット対応は地域に任せている。ペットフード等の備蓄はしていない。〔第1回部会〕 ・ペットを家族の一員として考える人もおり、存在は大きい。特に一人暮らしの方やペットがいるために避難所に行かない方も多い。ペットが癒しになるという事例も阪神淡路大震災の時にあった。〔第3回部会〕 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所でのペット受け入れルールの検討〔第1回部会〕 ・獣医師会等との連携〔朝日新聞 H23. 3. 25〕 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所ごと（地域ごと）のルールに基づく運営〔第1回部会〕 ・ペット喪失による心のケア対策〔第3回部会〕
2-⑨ボランティア活動	<ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災で女性消防団員にヒアリングしたところ、地域の中では女性ということで炊き出し担当になり、消防団員としての活動ができなかった、という声があった。災害時のボランティアを目的にした訓練を通して役割分担のあり方等も考えておく必要がある。〔第1回部会〕 ・マッサージ等を通じ、避難者の細かいニーズを聞き取りすることができた。マッサージには女性が活躍した。〔第1回部会〕 	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアのニーズ、シーズの仕分け〔第1回部会〕 	<ul style="list-style-type: none"> ・女性の力を発揮できるボランティア活動〔第1回部会〕

項目	女性の視点からの意見等	女性の視点からの意見等を踏まえた課題	
		災害予防	応急・復旧
	<ul style="list-style-type: none"> ・茨城でも、女性の消防団員が避難者をマッサージしながら話を色々と聞いた。〔第1回部会〕 ・ボランティア活動でも男女が互いの力を認め、性別を固定せず、適材適所で活躍できることが重要である。〔第1回部会〕 ・できるだけ性別の役割分担を排除し、「女性の力を発揮できるボランティア活動」としたほうが望ましい。〔第2回部会〕 ・このエリアでは漁などで男が海に出してしまうため女性が陸に残る家庭が多い。それもあって女性の協力隊があり、火災の際の初期消火や消火栓を使用しての放水訓練など、毎年消防団の分団指導で実施している。女性協力隊は、非常時に炊き出しをしたり、お年寄りをリヤカーなどで移動させる役割を担ってもらう体制になっていた。今回、物資そのものは速やかに十分届いたのだが、食糧については、バナナ、パン、水というようなものが毎日続いた。実際にそういう時に炊き出しなどがすぐにできればよいと思った。〔参考文献「消防団の闘い 3.11 東日本大震災」〕 ・避難生活で体調を崩す人、気持ちが滅入っている人もいる。つらい思いに耳を傾け身体をさすっただけで気分が和らいだ、元気が出た、と感謝された。治療の第一歩は「手当て」とも言われるように、患者に優しく手を添えるだけでホッとするようだ。しかし、医師と違って団員の場合、身体をさすするという行為が男性団員だとつい躊躇してしまうことがある。それが女性団員なら、すんなり手が差し伸べられる。女性ならではの必要性があるということ、再認識した。〔参考文献「消防団の闘い 3.11 東日本大震災」〕 		
2-⑩男女共同参画の視点からの避難所運営	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的に女性が避難所運営に参画するために、役員等に女性の参画を位置づける。〔第2回部会〕 ・避難所運営に関する指針・マニュアル等の作成過程で、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携している都道府県、市町村においては、災害時要援護者や関係者、女性等の視点を反映させた防災施策を行うための意見聴取を実施している割合が高い。〔参考文献「女性・地域住民からみた防災施策のあり方に関する調査報告」〕 ・避難所に避難してくる外国人のための通訳がいたほうがよい〔港区女性職員〕 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所運営の役員等に女性の参画を位置づける〔第2回部会〕 	<ul style="list-style-type: none"> ・女性も避難所運営に主体的に参画し、ニーズをキャッチする（リーダーが男性だと要望を言いづらい）〔第1回部会〕

3 備蓄物資等に関する女性の視点

項目	女性の視点からの意見等	女性の視点からの意見等を踏まえた課題	
		災害予防	応急・復旧
3-①東日本大震災の教訓も踏まえた備蓄物資の見直しと補充	<ul style="list-style-type: none"> ・備蓄用品の見直しに女性の視点が必要（生理用品などへの考慮）。〔アンケート〕 ・地震から5日後の16日時点で、避難者が求める主な物資は以下であった。 水、ガソリン、灯油、米、パン、レトルト食品、カップ麺、カセットコンロ、ボンベ、粉ミルク、おむつ、お尻ふき、ティッシュペーパー、生理用品、歯ブラシ、下着等〔朝日新聞 H23. 3. 17〕 ・東日本大震災では、飲み水以外の生活用水（体を拭く、食器を洗う等）が不足した。体も拭けるような大型のウェットペーパー等が重宝された。〔第2回部会〕 ・各地で流通在庫備蓄の取り組みも進んでいる。港区で検討してもよいのではないかと。〔第3回部会〕 	<ul style="list-style-type: none"> ・女性が必要とする品物（生理用品、粉ミルク、離乳食、大型ウェットペーパー等）は個人や家庭での備蓄の推進、避難所での備蓄の検討〔第1回部会〕 ・子育てに対応した備蓄物資（粉ミルク、離乳食、ほ乳瓶、消毒用品、おむつ、お尻ふき等）〔第1回部会〕 ・介護に対応した備蓄物資（高齢者用おむつ、介護ベット等）〔第1回部会〕 ・備蓄物資補充に関する事業所等との協定締結〔第1回部会〕 ・流通備蓄による備蓄物資の確保の検討〔第3回部会〕 	
3-②個人、家庭での必要物資の備蓄の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災で10日間子どもに会えなかった方もいる。阪神大震災の際、安定して食料が供給できるまでに一週間はかかった。首都直下を想定した場合、市民には、一週間分の備蓄確保を勧めている。これを行政が確保することが必ずしも良いとは限らない。実施する場合は子どもだけに限って備蓄・供給することを徹底する等のルールが必要である。〔第3回部会〕 ・災害直後は代替する物資が入手できない可能性もあることから、区の広報誌等で個人、家庭での備蓄の啓発についても盛り込むこと。〔第2回部会〕 ・アレルギーがある方への備蓄については、区として直ちに対応することは現実的に難しいものと思う。ただ、このような方々は危機意識が高く、自分たちで数週間分の備蓄を準備していることが多い。この点を広報誌等に記載したらどうか。自分たちで出来ることは自分たちでやることを原則と考えている。〔第3回部会〕 	<ul style="list-style-type: none"> ・3日分以上の備蓄の推進〔第3回部会〕 ・備蓄物資のあっせん〔第1回部会〕 ・食事制限等を必要とする人は広報誌等で個人や家庭での品物の備蓄の推進、避難所での備蓄の検討〔第2回部会〕 ・アレルギー患者の自衛策を広報誌等で紹介することによる啓発〔第3回部会〕 ・医療機関や外部機関との連携〔朝日新聞 H23. 3. 27〕 ・各種支援団体や患者団体による災害時支援要請の事前登録等の紹介〔参考文献「子連れ防災手帖」〕 	
3-③避難生活をイメージしたルールづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所には物資が豊富にあると思っている人は多いが、実際は不足することもある。避難所に来る前に、家庭内にある食糧（冷蔵庫の中の食品、飲料、レトルト食品、ゼリー飲料、缶詰等）があれば持ち寄ることを住民には知っておいて頂きたい。〔第1回部会〕 	<ul style="list-style-type: none"> ・平常時から防災訓練、勉強会等を通じ災害時の様相をイメージし、ルール等を共有する。〔第1回部会〕 ・訓練等を通じた防災倉庫の見直し〔第1回部会〕 	
3-④在宅避難者への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時要援護者は、避難所へ避難できず、在宅で支援がなく過酷な状況であった。また、健康であっても自宅が残った人たちは、避難所に来て物資を受け取るのにためらいがあった。〔第2回部会〕 ・障害や介護などの事情で、避難所に避難したくても避難できない方々には、平時から災害時に助け合えるコミュニティを構築しておく必要がある。例えば東京YWCA板橋では、障害時通所訓練事業を実施しており、その一環で災害時の対応を準備している。また、加古川市の加古川グリーンシティは、災害時に助けが必要な人は事前に意思表示をし、それを自主防災組織で把握し災害時の救済に役立てる活動を行っている。〔第2回部会〕 	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅避難者の早期把握と物資供給計画〔第2回部会資料（災害支援事例集）より〕 ・避難所運営における在宅避難者への対応のルールの検討〔第2回部会〕 ・平時から災害時に助け合えるコミュニティの構築〔第2回部会〕 	<ul style="list-style-type: none"> ・港区の一部の地域防災協議会では、「在宅被災者班」を編成し、個人ではなく班ごとに食料等を配布することとしている。〔第2回部会〕

4 震災復興に関する女性の視点

項目	女性の視点からの意見等	女性の視点からの意見等を踏まえた課題	
		災害予防	応急・復旧
4-①復興計画や街づくりの検討組織に女性が参画しやすい仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> 復興政策の意思決定プロセスに女性が必ず参加すべき〔アンケート〕 復興政策の決定には、経験者や老若男女、いろいろな意見、多種多様な考えを柔軟に取り入れることが必要と思います。〔アンケート〕 復興対策の決定に、絶対女性の視点は必要だと思う。〔アンケート〕 	<ul style="list-style-type: none"> 復興計画策定プロセスでの女性委員の参画、平時からの事前復興への女性委員の参画を位置づける〔第1回部会〕 	<ul style="list-style-type: none"> 教育問題〔第1回部会〕
4-②経済基盤の弱い家庭等に考慮した支援策の準備	<ul style="list-style-type: none"> 生活の経済面に不安を持つのは母子家庭だけではないため、父子家庭も追記すること。〔第2回部会〕 子どもだけになった家庭への支援として避難所生活で地域がどのように見守るのかルール作りが必要と考えるし、その後の対応として、里親制度や教育面での配慮が必要である。〔第2回部会〕 	<ul style="list-style-type: none"> 母子家庭、父子家庭等への支援策を事前に検討する。〔第2回部会〕 子どもだけの家庭への支援策（里親制度、教育支援等）の検討〔第2回部会〕 	<ul style="list-style-type: none"> 生活相談窓口の設置、専門家等の連携〔第1回部会〕 母子家庭、単身女性等の見守り〔参考文献「女性×男性の視点で総合防災力アップ」〕
4-③義援金や被災者生活再建支援法に対する国への要望等の検討	<ul style="list-style-type: none"> 生活を再建する法制度等において、世帯主を要件としていることから女性に不利な面があることについて、知ってもらうことが重要だと考えている。〔第3回部会〕 	<ul style="list-style-type: none"> 生活を再建する法制度等において、女性の世帯主要件上の不利面があることの認識不足〔第3回部会〕 生活再建支援策（解雇回避、再雇用促進）の検討〔第1回部会〕 義援金、被災者生活再建支援法等の支給のミスマッチの解消（母子家庭・父子家庭、単身女性等への不利）〔第1回部会〕 	
4-④生活相談体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> 母親が子どもの保育や面倒をみながら行政手続きや就職活動をすることは困難なため、子どもの一時預かり支援策等が必要である。〔第2回部会〕 	<ul style="list-style-type: none"> 子育て中等の女性が活動しやすい環境（子どもの一時預り等）づくりの検討〔第2回部会〕 	<ul style="list-style-type: none"> 心のケア（DV、児童虐待、介護疲れ等）対応〔第1回部会〕 女性の相談窓口のワンストップ・サービス化〔参考文献「災害と女性」〕

項目	女性の視点からの意見等	女性の視点からの意見等を踏まえた課題	
		災害予防	応急・復旧
4-⑤地域コミュニティの構築、再結成	<ul style="list-style-type: none"> ・阪神淡路大震災時には、避難所の概念がなく、結局小中学校等が集まった。初期消火の重要性は地域防災計画に盛り込まれているが、今の若い世代にどれだけインプットされているかは疑問である。〔第1回部会〕 ・「今の若い世代」に、子どもの防災活動への参画といった視点を明記してほしい。〔第3回部会〕 ・地域防災力を高めるためには、子どものいない世帯や若い世代は、地域コミュニティの関係が築きにくく、どうしたら地域コミュニティへ参画しやすくなるか、基礎的な防災知識が伝わるか、ということが課題である。また、これは女性に限らず男性についても同様の課題である。〔第2回部会〕 ・地域防災力の事例では、阪神淡路大震災時には、日中男性が働きに出て、地域に残った女性達を支援したのは女性であった。平時から、女性同士のコミュニティづくりや訓練が必要になるのではないか。〔第2回部会〕 ・普段からどちらかという女性の方が地域との交流を持っていることが多いので、実際に災害が起きた場合、現場の声として反映するべき所があるはず。その時の為に町会や商店街とは違う形で女性のグループ？みたいのがあると良いのかも。ただその場合、指揮系統等の問題があり反対に混乱する可能性もあり得る。〔アンケート〕 ・顔見知りだと、「助けて」と言いやすかった。〔参考文献「一日前プロジェクト もし一日前に戻れたら」〕 ・女性消防団員は避難者から声をかけやすかったようで、何かあれば声をかけてくれた。女性なので生理用品なども聞きやすかったようだ。火災の時もそうだが、被災者のケアをするためにその都度必要な物を考えてきた。地震のときも避難所に集まった時からいろいろ幅広く動いた。〔参考文献「消防団の闘い 3.11 東日本大震災」〕 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域防災訓練の実施〔第1回部会〕 ・女性同士のコミュニティづくり支援や訓練の実施〔第2回部会〕 ・子どもも交えた地域での防災訓練や勉強会等を通じたコミュニティの育成〔第2回部会〕 ・防災ピクニック、防災キャンプ、幼児にできる防災訓練等による楽しんで災害に備える防災訓練の実施〔参考文献「子連れ防災手帖」〕 	
4-⑥仮設住宅等への入居	<ul style="list-style-type: none"> ・仮設住宅への入居順は、高齢者や女性だけの世帯を優先することが多いと思うが、リーダーシップをとれる人が不在のコミュニティとなる可能性もある。東日本大震災の被災地では、地域ごとに仮設住宅を入れていく動きも見られた。避難所と同様に火災予防や、防犯の視点も重要である。〔第3回部会〕 ・仮設住宅等への入居の優先順位については、日頃から区民に理解してもらうことが重要である。〔第3回部会〕 ・国の防災計画の中でも、仮設住宅の運営において女性の参画の必要性が明記された。港区においても位置づけが必要である。〔第3回部会〕 		<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や女性等にも配慮しつつ、可能な限り地域のつながりを尊重した仮設住宅への入居体制〔第3回部会〕 ・仮設住宅の運営における男女双方の参画〔第3回部会〕 ・仮設住宅を個別訪問する生活相談指導員は、男女同数が関わる。〔参考文献「こんな支援が欲しかった!災害支援事例集」〕

5 その他の女性の視点からの防災対策

項目	女性の視点からの意見等	女性の視点からの意見等を踏まえた課題	
		災害予防	応急・復旧
5-①家屋、室内の安全対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・家にいる率の高い女性の危険防止策が減災につながる。家の中の危険度は、大人より子どものほうが高い。〔第1回部会〕 	<ul style="list-style-type: none"> ・家具類の転倒・落下・移動防止策、ガラスの飛散防止策の普及、促進〔第1回部会〕 ・耐震化〔第1回部会〕 ・不燃化〔第1回部会〕 	
5-②平常時から男女や子どもも参画した地域防災力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・旧来の防災計画は男性中心に立てられたものだと思うので、細やかなことに気付く女性の方の考えを取り入れるべき。〔アンケート〕 ・女性や子供に向けての減災対策の教育〔アンケート〕 ・女性だけでなく、男性に向けても防災教育が必要である。〔第2回部会〕 ・全体を通じて「子どもは守られる側」という傾向になっているが、子どもが災害対策に自ら関わる、参加するといった視点も重要である。平常時から子ども等も参加できる防災訓練を実施することで、地域防災力の向上につながることを示して頂きたい。〔第3回部会〕 ・小学校高学年以降になると、子どもであっても助ける側に回ることができる。子どもの防災活動への参画を位置付けることは重要である。〔第3回部会〕 ・平常時には地域が子どもを守っているが、災害時には子どもも地域を守り、助ける側になれる。こうした構図を示すことができるとよい。〔第3回部会〕 ・学校での防災教育での活動は有効なので、そうした防災教育を広めていくべき〔「港区地域防災計画改定の基本的考え方」についての住民説明会における区民意見〕 ・災害発生時は、中学生も活躍できる〔「港区地域防災計画改定の基本的考え方」についての住民説明会における区民意見〕 	<ul style="list-style-type: none"> ・女性の視点での防災訓練の企画、立案〔第2回部会〕 ・一人暮らしの災害リスク、子ども、高齢者等に必要な備蓄物資等の事前教育、帰宅困難時の対応等の周知〔第1回部会〕 ・性別を問わない防災教育の実施〔第2回部会〕 ・子ども等も参加できる防災訓練の実施〔第3回部会〕 	
5-③保育園、幼稚園、学校等の安全対策	<ul style="list-style-type: none"> ・母親が帰宅困難時の保育園等に預けられた子供の安全確保対策。〔アンケート〕 ・子どもを保育所等に預けて働いている保護者等は、施設等から児童等の安全と保護者が迎えにくるまで責任をもって預かる、という知らせを早い段階で受けたことで、無理な帰宅をせずに済んだということがあった。〔第1回部会〕 ・母親が迎えに来ることができない子どもは、保育園で数日滞在することになる。そこでどういった対応が必要なのか。1週間迎えに来ることができないケースもあり得る。また、地域の子どもの支援を頼まれることもあるのではないかと。それらを想定した備蓄の検討も必要ではないかと意見も出ている。被害の状況を想定し、現実的な対応を記載する必要がある。〔第3回部会〕 ・「保護者との連絡手段の確保」については、災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板や港区災害時緊急メール配信サービス、iphoneの新しいサービス等、具体策を例示することが望ましい。〔第3回部会〕 ・保育園は周辺地域の中の施設である。今は二次避難所ではないが、子どもや子連れの親子が避難してくるかもしれない。ミルク等の備蓄は必要ではないか。〔第3回部会〕 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の安全対策（家具類の転倒・落下・移動防止、ガラスの飛散防止等）、避難訓練実施〔第1回部会〕 ・災害対応マニュアルの整備〔第1回部会〕 ・保護者との連絡手段の確保として、災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板や港区災害時緊急メール配信サービスの周知〔第3回部会〕 ・長期間の預かりや近隣の親子等の避難を想定した、備蓄の検討〔第3回部会〕 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設等の安全確保対策、早期の安否情報伝達による一斉帰宅の抑制〔第1回部会〕